

特記仕様書（畑地かんがい末端散水器材）

第1章 総則

第1節 一般

- 1 本仕様書は、令和5年度畑地帯総合整備事業（担手育成）川間東2期地区その1畑地かんがい末端散水器材調達に適する。
- 2 本仕様書に定めない事項については、「農業土木工事共通仕様書（平成30年4月（令和4年4月改訂）宮崎県農政水産部）」に準じる。

第2章 材料

第1節 規格

- 1 使用材料は、すべて日本工業規格（以下「JIS」という。）または、これに準拠したものでなければならない。
- 2 材料の耐用年数は10年以上でなければならない。
- 3 納入材料は、納入に先立ちその品質規格寸法等について主要材料納入願いを担当者に提出すること。

第2節 検査

- 1 材料検査に合格したものであっても使用時に損傷変質変形したとき、または発注者が不良品と認めたときには、新品に取り替えるものとする。

第3章 散水器具の搬入

第1節 運搬

- 1 器材の積み卸しに際しては、突き放し、放り投げ、引き卸等によって器材に衝撃を与えてはならない。特に両端接続部、塗装部を損傷しないように必要に応じて保護を行うとともに、取扱は慎重に行わなければならない。
- 2 運搬に際しては車体の振動等による機材の損傷を避けるため、ゴムシート、ムシロ等で保護を行うものとする。

第3節 搬入場所

搬入場所は、あらかじめ担当者で打合せを行い、指定する場所に搬入するものとする。

第4章 器材規格

1 リール

- ・散水チューブタイプA用とし、着脱可能な規格とする。

2 ストレーナー

- ・ストレーナーは、ディスク式、 $\phi 50$ 、スタンド付、メッシュ 40~140 対応とする。

3 減圧弁

- ・ $\phi 50$ のものとし、二次圧力が 0.05~0.35Mpa の規格とする。

4 導水ホース

- ・導水ホースは、設置・収納作業が簡単なフラット型ホースとし、常用圧力 0.50Mpa 以上 0.70Mpa 以下の製品とする。

5 散水チューブ（タイプ A）

- ・ $\phi 40$ で、0.1Mpa 以上の圧力で作業し、使用圧力 0.15Mpa の時、散水量 1.9 ℓ /min 及び散水幅は片側 8.0m 以上、1 巻/55m の規格とする。

第 5 章 その他の特記事項

第 1 節 協力体制

- 1 器具を購入後、最初の水利用（散水）にあたり不具合が生じた場合には原因を明らかにし、協議のうえ製品の修理・交換を行うものとする。
- 2 器具の取扱い等について、使用者からの問い合わせに対応できるように、質問の窓口を明確にしておくこと。

第 2 節 連絡先

宮崎県西諸県農林振興局 総務課

TEL 0984-23-3164

FAX 0984-22-7884

E-mail nishimoro-norin@pref.miyazaki.lg.jp